

北海道での ハーフライフル銃所持について

※ 本内容は変更となる場合もあります。

銃刀法の改正（令和7年3月）により、ハーフライフル銃の所持には、原則、散弾銃所持10年以上の経験が条件となります。

しかし、特例措置により、10年の経験がなくても所持が許可される場合があります。

ハーフライフル銃所持許可の2つの特例措置

【特例①】所持するハーフライフル銃をエゾシカ・ヒグマ以外の獣類の捕獲にも使用する場合（被害防止計画捕獲従事者及び認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に限る。）

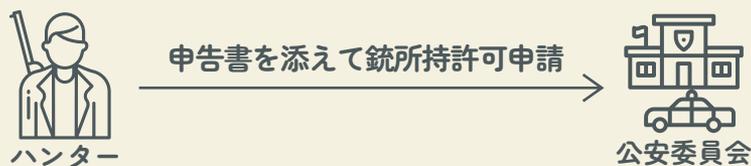
〈被害防止計画捕獲従事者の場合〉



〈認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者の場合〉



【特例②】所持するハーフライフル銃をエゾシカ・ヒグマの捕獲のみに使用する場合（特例①の対象者を含む全狩猟者）



※ 特例①の対象者であっても、所持する銃をエゾシカ・ヒグマのみに使用する場合は、特例②の手続きで所持許可申請できます。

※ 北海道以外にお住まいの方でも、道内のみで使用する場合は特例②の対象となります。（居住する都府県における特例①を同じ銃に適用することで、道外で使用できる場合があります。）

【特例で所持した HR 銃の使用条件】

	特例①	特例②
獣類	確認書に記載の獣類※1	エゾシカ・ヒグマに限る
区域	狩猟：確認書に記載の区域※2 有害駆除等：確認書に記載の区域※2	狩猟：全道 有害駆除等：全道
活動実績	不問	1回/年以上の道内捕獲活動実績が必要
道所管部署	農政部食品政策課・環境生活部野生動物対策課	環境生活部野生動物対策課

※1 エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ・ゴマフアザラシ・ノイヌ・トドから申請者が選択

※2 エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ・ゴマフアザラシは全道。ノイヌ・トドは道内の一部区域

※ 令和7年(2025年)2月末

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課